

▼ 納税義務者

1. 町内に事務所、事業所がある法人
 2. 町内に事務所、事業所、寮等のある法人でない社団、財団で代表者、管理人の定めのあるもの（収益事業を行うものは除く）
 3. 町内に事務所、事業所はないが、寮、宿泊所、クラブなどがある法人
- 1にあげる法人は「均等割」と「法人税割」が課税されます。
2、3にあげる法人等は「均等割」が課税されます。

納税義務者	税の種類	
	均等割	法人税割
町内に事務所、事業所がある法人	○	○
町内に事務所、事業所がある公益法人 又は、人格のない社団、財団	○	収益事業がある場合 ○
町内に事務所、事業所はないが、寮や保養所がある法人	○	×

▼ 均等割

均等割は、法人の所得の有無にかかわらず課税されます。

法人の資本等の金額	町内に有する事業所等の従業者数	
	50人以下のもの	50人を超えるもの
50億円を超える	—	年額 3,000,000円
10億円を超え50億円以下	—	年額 1,750,000円
10億円を超える	年額 410,000円	—
1億円を超え10億円以下	年額 160,000円	年額 400,000円
1千万円を超え1億円以下	年額 130,000円	年額 150,000円
1千万円以下	年額 50,000円	年額 120,000円
前各号に掲げる法人以外	年額 50,000円	

▼ 法人税割

法人税割の税額は、法人税額又は個別帰属法人税額に14.7%を乗じて計算されます。

▼ 法人の設立・異動の届出

新たに法人を設立したり、支店・寮・保養所等を開設する場合は必ず届出が必要となります。
また、法人等の届出事項の変更、事業所等の廃止等がある場合にも必ず異動変更の届が必要となりますのでご注意ください。